裏切者の正体

今回会社側の廻しもの浅田政治、浅田文治の二名が争議団切崩しのため二月の争議の時組合代表等が会社から金を取ったとか将来組合は争議を起さない事を約束したとか種々の逆宣伝を飛ばし争議団の切り崩しに来した事実を吾等は確実に付きとめた。将来争議を起さない事を約束したと云ふことは今日争議を起して戦ってゐることが事実を証明するものである。金を取ったことに対しては馬鹿々々しくて問題にならない。今日の資本家は労働組合幹部に金を出す程の馬鹿ではない。彼等の行為が逆宣伝であると云ふことは左の事実を見てもハッキリ明る。彼等は切崩しのために亀戸遊園地・福島並びに埼玉和田鴨川町仲よし並に遊楽を専務梅浦と浅田文治、浅田政治が会合して会社から金を取って争議切崩しに奔走同志数名に迷惑をかけたことは純心な同志に対し洵に気の毒に思ふ。然るに彼等は会社より金を取るや直ちに昨夜逃亡した事は如何に逆宣伝であるかと云ふことを雄弁に物語るものである。吾等は彼等二名の行為は断じて許すべきものにあらず、我等は断平たる処置を取る。だが二名以外の彼等にだまされた諸君には気の毒に堪えないと共に将来の戦線に立つことを希って吾等指導部は如何なる逆宣伝にあっても最後の血の一滴まで戦ひ抜す事を誓ふ！

昭和五年十月十三日

茅野真好
長谷川武平
小島京一
高橋清
菊池高寿
石橋有三
大木幸三
澤田京錦一

5.10.29
1840

労秘第三八六〇号

昭和五年十月二十八日

警視総監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙蔵殿
社会局長官 吉田茂殿
各庁府県長官殿（北海道、京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知、静岡、福岡、千葉、埼玉）

洋モス亀戸工場労働争議ニ関スル件（第十五報 十月廿七日）

要旨＝会社ハ漸次切崩ニ奏効シツヽアリ
争議団側ハ頽勢ヲ挽回セムトシテ焦慮シ廿四日大デモノ計画ヲ樹立

標記争議前報後ノ状況左記ノ通

記

一、会社側